

エンドポイントセキュリティおまかせパック(ビジネスエディション対応)

乙は、注文書記載のエンドポイントセキュリティおまかせパック(ビジネスエディション対応)(以下「本サービス」という)を、以下のとおり甲に提供します。

1. 基本サービス

乙は、甲のエンドポイントセキュリティ対策システム(以下「本件システム」という)を構築し、立ち上げを支援するため、次の作業を実施します。

(1) 乙は、次の作業実施後、乙所定のヒアリングシート兼設定図書(以下「成果物」という)を作成します。

- ① 甲の環境に関するヒアリング
- ② 甲のシステムの構成および環境設定内容の決定

(2) 乙は、前号の「成果物」にもとづき、次の作業を実施します。

- ① セキュリティ管理サーバーソフトウェアの、甲所有のPC1台に対してのインストール
- ② セキュリティ管理グループの作成およびセキュリティ管理ポリシーの作成
- ③ クライアントインストールパッケージの作成
- ④ セキュリティクライアント機器5台を上限とし、上記③を用いてのインストール

(3) 乙は、前2号の作業終了後、次の事項を確認します。

- ① セキュリティ管理サーバーのウイルス定義ファイルが正常に更新されていること
- ② セキュリティクライアントが甲所定のセキュリティ管理グループに所属していること

(4) 乙は、前3項の作業終了後、立ち上げ支援のため、次の作業を実施します。

- ① 甲の管理者2名を限度としての、セキュリティ管理サーバーの操作説明およびデモ

2. オプションサービス

甲が、前項第2号④で作業を実施した機器以外のセキュリティクライアント機器に対して、前項第2号④と同様の作業を希望する場合、乙は、次の作業を実施します。

- (1) 前項第2号③を用いての、セキュリティクライアント機器に対してのインストール
- (2) セキュリティクライアントが甲所定のセキュリティ管理グループに所属していることの確認

3. 乙が甲に「成果物」を納入したとき、または前2項の作業が完了したとき、甲はすみやかに内容を確認し、受領証または作業完了を証する書面を乙に交付するものとし、受領証または作業完了を証する書面の交付により、「本サービス」は完了するものとし、

4. 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、「本サービス」の対価(以下「マルチベンダーサービス料金」という)を乙に支払うものとし、

5. 注文書記載の作業場所とは異なる作業場所で、本契約条項第2項のオプションサービスを提供する場合、甲は乙所定の訪問基本料金を乙に支払うものとし、

6. 「本サービス」完了後、乙が実施した「本サービス」に不具合が発見された場合、乙は、「成果物」の納入後1ヵ月に限り無償でその不具合を修補します。また、「成果物」に誤植、落丁、棄損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合、乙は、「成果物」の納入から3ヵ月間は無償でその不具合を修補もしくは代替品を納入します。

7. 甲は、「本件システム」を使用して甲が作成したコンピューター・プログラムおよびデータ保護のため、適切な防御措置を甲の費用と責任において常時実施するものとし、

8. 「本サービス」完了後、甲が「本件システム」の設定を変更した結果については、乙はいかなる責任も負わないものとし、

9. 「成果物」納入後に甲が「本件システム」の構成等を変更し、乙に「成果物」の修正等を依頼する場合、甲および乙は、新たに契約を締結するものとし、

10. 「本サービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、甲から受領した「マルチベンダーサービス料金」を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとし、

11. 甲は、「成果物」を甲の業務に使用する目的以外で、「成果物」に盛り込まれた乙固有のアイデア、コンセプト、ノウハウを乙の事前の書面による承諾なしに利用または開示・漏洩しないものとし、

12. 第6項乃至第12項の定めは、「本サービス」完了後も有効に存続するものとし、

13. 甲が乙の責に帰すべからざる理由で「本サービス」を中止した場合、甲は、「本サービス」の出来高に応じ、甲乙協議の上算定する金額を乙に支払うものとし、乙は、中止時点での調査資料、「成果物」(この場合、未完成のものを含む)を甲に引き渡します。

以上